

議員提出第2号議案

足立区次世代育成クーポンの交付に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成18年2月22日

提出者

足立区議会議員	鈴木	けんいち
同	ぬかが	和子
同	針谷	みきお
同	大島	芳江
同	伊藤	和彦
同	渡辺	修次
同	鈴木	秀三郎
同	橋本	ミチ子
同	さとう	純子
同	三好	すみお
同	松尾	かつや

足立区議会議長 新井 ひでお 様

(提案理由)

子どもを養育する保護者に対し、養育にかかる経費の支払い等に使用できる次世代育成クーポンを交付するため、本案を提出する。

## 足立区次世代育成クーポンの交付に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、次世代を担う子どもたちが、安全に、健やかに成長することを願い、子どもを養育する保護者に対し、養育にかかる経費の支払い等に使用できる次世代育成クーポン（以下「クーポン」という。）を交付することにより、子育てを支援することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生時から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、足立区の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する足立区の住民票又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する足立区の外国人登録原票に記載又は登録（以下「住民登録」という。）されている者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、足立区の区域内に住所を有し、住民登録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 子どもを養育し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に養育されず又はこれと生計を同じくしない子どもを養育し、かつ、その生計を維持するもの

(3) 子どもを養育し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に養育されず又はこれと生計を同じくしない子どもを養育し、かつ、その生計を維持するもの

### (クーポンの額)

第3条 クーポンは、子ども1人あたり月額5,000円相当の券とする。

### (クーポンの交付)

第4条 クーポンは、保護者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、現に児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当を受給している者に対しては、クーポンは交

付しない。

(交付停止)

第5条 保護者が第2条第2項に定める資格を喪失した場合は、資格を喪失した日の属する月の翌月からクーポンの交付を停止する。

2 前項の場合において、資格を喪失した日の属する月の翌月分以降のクーポンが交付されていたときは、保護者は、当該クーポン又はこれに相当する金額を返還しなければならない。

(返還)

第6条 区長は、虚偽又は不正の手段によりクーポンの交付を受けた者に対し、既に交付を受けた当該クーポンの全部又はこれに相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。